

関西労働者安全センター

労災職業病

関西労働者安全センター

2022.1.10発行〈通巻第528号〉200円

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目6-3
JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : info@koshc.jp
ホームページ : <https://koshc.jp/>



石綿肺が認められ、審査会で逆転労災認定

「間質性肺炎」で死亡した平和石綿工業元労働者 …………… 2

「アスベスト絵伝」出版 絵手紙ライターが追いかけた泉南のひとびと …… 12

死ぬまで元気です vol.43 右田孝雄 …………… 13

関西労働者安全センター第42回総会のお知らせ …………… 14

韓国からのニュース …………… 15

前線から …………… 18

2022年はWith Coronaの安全パトロールを 全港湾大阪支部安全衛生委員会総会／大阪

12月の新聞記事から／19
表紙／「アスベスト絵伝」を出版した中村千恵子さんと夫の伸郎さん
(2021年12月4日出版記念パーティーで)

石綿肺が認められ、審査会で逆転労災認定 「間質性肺炎」で死亡した平和石綿工業元労働者

名古屋労災職業病研究会 成田博厚

石綿紡織工場で15年以上の職歴がありながら、死亡診断書で「間質性肺炎」と診断され、労災不支給になったが、労働保険審査会で逆転取り消しとなった事例があった。粘り強く取り組み、死亡原因を「石綿肺」と証明した、名古屋労災職業病研究会の成田博厚さんの報告を、名古屋労災職業病研究会の機関誌「もくれん」より転載させていただいた。

はじめに

長野市川中島町にあった平和石綿工業株式会社の工場で石綿反物の製造に従事し、アスベストによるじん肺（石綿肺）により、2015（平成27）年11月12日に75歳で亡くなった、Aさんの労災を認めなかった長野労働基準監督署の不支給決定処分が、2021年4月16日、労働保険審査会により取り消され、一転Aさんの労災が認められました。

Aさんの死亡診断書の直接原因の欄に「間質性肺炎」と記入されたことから、原処分庁の長野労働基準監督署の労災保険適用調査では、死亡原因と石綿ばく露との医学的因果関係は認められませんかとされてしまい、2019（平成31）年2月に遺族補償給付の不支給決定処分がされていました。

平和石綿工業での仕事

Aさんは1966（昭和41）年8月22日から1982（昭和57）年7月1日までの15年10か月間、平和石綿に勤務しました。Aさんの妻のBさんによると、Aさんの仕事は、機械を動かしながら石綿反物を織ることの他、機械への糸の補充や掃除、製品の反物が30メートルになると切断し、ひもで縛って袋に入れる作業などでした。また、Aさんは、原料石綿の検査も担当していました。原料石綿はふわふわとした飛散しやすい素材でした。Aさんは忙しい時は作業の手を休めず、おにぎりを食べながら仕事をしていました。反物を織る機械が動いている時はものすごいほこりが飛び散っており、Aさんは全身真っ白でした。工場の床にもたくさんのほこりがたまっていました。

Aさんは長野市川中島町御厨にあった工

場と長野市大岡にあった工場で働きました。勤務時間は朝8時から夕方5時まででしたが、だいたいいつも夜7時頃帰宅していました。

Aさんと妻のBさんはお見合いを経て、1967（昭和42）年5月に結婚しました。結婚式の仲人は平和石綿の社長でした。AさんとBさんは、結婚生活を工場の近くにあった平和石綿の社宅で始めました。長男のCさんが1969（昭和44年）9月に生まれましたが、会社が長男を保育園に送迎してくれたことから、妻のBさんも昭和47年2月より平和石綿でパート社員として勤務し始め、そして、1982（昭和57）年7月に夫のAさんとともに退職しました。

平和石綿でのBさんの仕事内容は、石綿繊維を織物にした反物の検品（「検反」といっていました）でした。検反室で幅1メートル、長さ30メートルの石綿反物を台の上にかけて、反物を自動で巻き取りながら目視により反物の表面を検査し、傷になっているところを見つけた場合は機械を停止させ、針で縫って修理をしました。

普段は検反の仕事に従事していましたが、忙しく、人手が足りないときは、石綿の織物を平織りする機械の糸の補充作業にも従事しました。横糸が無くなった時はシャトルに石綿の糸を補充し、縦糸が無くなった時の補充もしました。機械が動いている時はものすごい埃が飛び散っていたので、床に積もった石綿のほこりを手で麻袋にかき集めていました。Bさんの労働時間は毎日朝8時半から夕方4時くらいま

ででした。

Aさんは結婚後、平和石綿の実質親会社だった横浜の朝日石綿工業（現会社名：株式会社エーアンドエーマテリアル）に2か月くらい研修に行きました。夫が研修から平和石綿に帰ってきてから自動で反物を織る機械が入りました。

息子のCさんにも平和石綿の工場の記憶があります。AさんとBさんが平和石綿に勤務していた当時、Cさんが通っていた保育園へは会社が送迎をしてくれました。夕方4時頃に保育園から平和石綿の工場に帰ってくると、母のBさんが仕事を終えるまで平和石綿の工場内で遊んでいました。Cさんは工場でヤクルトをもらったことを憶えています。

Cさんによると、当時の工場の様子は、石綿の反物を織る、ところどころに糸が立った機械が4列ならんだラインのある工場内全体に綿が舞い、入り口から50メートル程先の工場一番端っこが粉じんで見えないほどでした。従業員は皆、仕事が終わると紺色の作業服が真っ白になるほど綿だらけになっていて、父親のAさんは、いつも粉じんですべて全身真っ白になっていました。

AさんとBさんは1982（昭和57）年7月、平和石綿を自主退職しました。退職の理由は、会社の業績が低下してきたのが分かり、会社には先が無いと思ったからでした。

その後、平和石綿工業は1987（昭和62）年4月10日、株主総会の決議により解散し、同年9月17日に精算が終了し閉鎖されました。

平和石綿工業・朝日石綿工業事件 (長野じん肺訴訟)

1977年（昭和52）年、平和石綿で働きじん肺に罹患した元従業員3人と死亡した元従業員7人の遺族21人が、勤務先だった平和石綿と実質親会社の朝日石綿工業（現会社名：株式会社エーアンドエーマテリアル）、国に対し損害賠償を求めた長野じん肺訴訟を提訴しました。

長野じん肺訴訟は従業員に対する安全配慮義務を負う会社だけでなく、国の監督行政の責任を我が国において最初に問うた裁判で、また、アスベストによるじん肺訴訟で初めて判決の言い渡された裁判でした。

長野じん肺訴訟の判決は、1986年（昭和61年）6月27日に言い渡されました。秋元隆男裁判長は、平和石綿と朝日石綿工業の過失責任を認め、時効で請求権が亡くなった死亡患者1人（遺族1人）を除く原告23人への総額約1億9千万円の支払いを命じました。しかし、国の監督責任については認めませんでした。

判決後、朝日石綿工業は、長野地裁判決を不服として東京高裁に控訴しましたが、同年7月10日、控訴を取り下げ、損害賠償について子会社の平和石綿と連帯して原告側に支払うことを決め、原告側もこれを受け入れたことから和解が成立しました。この時、平和石綿の慰謝料については、朝日石綿工業が実質的親会社の連帯責任を負い、平和石綿に一億円の融資を行って原告に支払うことを決めました。

平和石綿は、長野じん肺訴訟判決から1年2か月後に閉鎖されたこととなります。AさんとBさんの平和石綿就労期間は、長野じん肺訴訟が提訴され、裁判が行われていた時期と重なっていました。平和石綿がじん肺訴訟で訴えられていた当時、同社の工場内部は、相変わらず、粉じんまみれであったことがBさんやCさんの証言で知ることが出来ます。

長野じん肺訴訟判決後、司法がアスベスト規制を怠った国に対する責任を認めるのは、2014（平成26）年10月9日に最高裁判所で言い渡された、泉南アスベスト訴訟の判決まで待たなければなりませんでした。

石綿肺の悪化

Aさんと妻のBさんは、平和石綿を退職した後、二度とアスベストにばく露する仕事には従事しませんでした。Aさんは退職するまでベンダーで金属加工を行う会社で働きました。

Aさんは平和石綿在職中に肺炎を起こしたことがありました。くしゃみやせき、たんは平和石綿在職中から酷く、特にたんは毎朝でていた状態でした。せきやたんは生涯続き、息子のCさんも、本当に一緒にテレビを見ているでもイライラするくらいせきとたんが酷く、ティッシュペーパーも大量に使っていたと言います。ただ、Aさんがたんで医者にかかることはありませんでした。

Aさんは、血圧の関係で自宅近くの医院

をかかりつけにしていました。主治医は2008（平成20）年頃から肺線維症の診断をしていましたが、2014（平成26）年9月中旬にAさんのレントゲン写真を撮影したところ、両側下肺野の網状影がそれまでに撮影したレントゲンと比較して拡大し、右下肺野には胸水を疑わせる所見を認めたことから総合病院にAさんを紹介しました。紹介された総合病院でのCT検査の結果、Aさんには、間質性肺炎の急性増悪を疑うとの診断がされました。

総合病院での最初のCT検査から4日後の9月下旬にも胸腹部CT検査が行われました。右下葉の周囲気管支の拡張が見え、腫瘤影も確認されるとともに、蜂窩肺（蜂巣肺）の変化も医師により確認され、Aさんの肺線維症が増悪し続けていたことが確認されました。そして、同じ日の呼吸機能検査の努力性肺活量（FVC）の測定値は1950 ml（%予測値58.7%）で、男性基準値の3500 mlどころか、男性で低下が認められる数値の2500 mlを下回り、Aさんが、療養が必要なほどの著しい肺機能障害を抱えていたことが分かりました。

CTで腫瘤影が確認されたことから原発性肺がんも疑われ、11月下旬に気管支鏡検査が行われましたが、悪性所見は見つかりませんでした。PET検査も行われましたが、肺がん疑いの結果で、発症までは指摘されませんでした。

この検査結果でも主治医から、息子のCさん同席でAさんに肺がんの告知が行われましたが、不思議なことにAさんは肺がんの治療を望まず、かかりつけ医で血圧の治

療のみを受けることを決めました。

Aさんは2015（平成27）年11月12日にお亡くなりになりました。早朝、自宅のトイレで倒れているところを発見され、息子のCさんがAさんを抱きかかえて布団まで連れて行きました。Aさんが背中中の痛みを訴えていたので、妻のBさんが夫のAさんの背中をさすっていましたが、Bさんが洗濯をしようと少し目を離し、Aさんのところに戻ったときには意識がなくなっていたことから、慌てて救急車を呼びました。

Aさんは受診していた総合病院に搬送され、蘇生処置が行われましたが、死亡が確認されました。死亡後、総合病院でAさんの全身のCTが撮影される死後画像診断（Ai：Autopsy imaging）が行われ、死亡診断書の直接原因の欄に「間質性肺炎」と記入されました。

労災申請

筆者はBさん、Cさん親子と2018（平成30）年2月に面談しました。面談時、CさんはすでにAさんの胸部画像やカルテなどを病院に請求して入手していました。

面談の後、みずしま内科クリニック院長水嶋潔医師にAさんの胸部画像の読影を依頼したところ、「平成26年9月29日の胸部CTで両側1/2以上の広範囲な胸膜プラークを認め、間質の線維化が著しく石綿肺でじん肺管理区分でPR2相当であると考える」との意見をもらうことができました。

必要な書類をそろえ、同年7月に長野労

働基準監督署に遺族補償年金の請求を行いました。2019（平成31）年2月19日に死亡原因と石綿ばく露との医学的因果関係は認められないとされ、不支給決定処分となりました。

筆者と息子のCさんが代理人になり、長野労働局に審査請求を行いました。

長野労働基準監督署の不支給決定の理由

Aさんの労災請求が不支給決定されてしまったことから、長野労働局に保有個人情報開示請求を行い、長野労働基準監督署のAさんに関する調査書類一式を入手しました。

監督署の調査復命書を見て、Aさんが生前に一度だけ、平和石綿在職中の1980（昭和55）年12月にじん肺管理区分管理2の決定を受けていることが分かりました。

しかし、長野労働局地方労災医員の意見書は、「胸CTで両肺底部に間質影肺炎を認める。肺機能検査がなく管理4の石綿肺には該当しない。中皮腫、肺がんは組織学的にも診断できていない。良性石綿胸水とびまん性胸膜肥厚所見も検査上支援できる所見はなく、該当しない。以上診断します。」という内容で、石綿肺について詳細に検討していないものでした。

Aさんの請求は最終的に厚生労働省での本省協議に上げられており、平成31年1月30日付けの厚生労働省労働基準局補償課職業病認定対策室長からの回答は、「業務上の疾病には該当しないものとして取り扱われたい」で、判断理由については、「死

亡診断書上の直接死因は『間質性肺炎』とされているところ、死亡労働者は、じん肺管理区分管理2の決定を受けているが、療養の経過において呼吸機能の増悪の所見は認められないこと、また、画像所見上、肺がんを示唆する腫瘍影は認められず、その他の石綿関連疾患の発症も認められないことから、当該死亡原因と石綿ばく露作業との医学的因果関係は認められない」というものでした。監督署はこの厚生労働本省の協議結果を受け、Aさんの労災を認めませんでした。

Aさんの肺機能検査の測定値は努力性肺活量だけ残っており、パーセント肺活量など、じん肺管理区分決定で用いられる測定結果は残っていませんでした。

Aさんの死亡原因は何か

Aさんが亡くなった2015（平成27）年11月12日、総合病院ではCTスキャンによる死後画像診断が行われました。長野労働基準監督署に提出された、平成30年8月15日付けの総合病院医師意見書を見ると、「脳梗塞、脳出血、大動脈瘤の破裂や解離を積極的に疑う変化は認められず、肺野には広範なスリガラス影が、また、下肺野には浸潤影が広がっており、左右主気管支から比較的末梢の気管支にかけて、内部には液体貯留が充満していた」とあり、肺水腫が起きていたことが分かりました。肺水腫は、酸素の取り込みが障害されて、呼吸不全に陥ることがある疾患です。Aさんは心臓疾患には罹患しておらず、肺

水腫の原因は以前より罹患し、増悪し続けていた石綿肺以外無いと言うことができそうでした。Aさんは、総合病院では間質性肺炎と診断されていました。Aさん死亡当時の総合病院の医師は、Aさんが石綿肺に罹患しているとは考えていませんでしたから、死亡診断書に死亡の直接原因として間質性肺炎と診断名を記入したことが推察されました。総合病院ではあまりAさんの職歴には関心が払われていませんでした。

長野労働局の審査請求において、名古屋労災職業病研究会の筆者と森医師、息子のCさんらで、Aさんはじん肺管理区分管理2の決定を受けており石綿肺に罹患していたこと、残されているかかりつけ医及び総合病院の画像、カルテからAさんの石綿肺が進行していたこと、唯一残されていた努力性肺活量（FVC）の測定値からAさんが著しい肺機能障害を抱えていたこと、総合病院での死後画像診断結果から、Aさんを死にいたらしめた肺水腫の原因は以前より罹患し、増悪し続けていた石綿肺以外にないことを主張しました。

しかし、長野労働者災害補償保険審査官は、原処分時の長野労働局地方労災医員の意見と、厚生労働省での本省協議の結果を支持するのみならず、『『間質性肺炎』は、石綿ばく露作業と石綿による疾病との医学的因果関係があると認めることはできない』という、誤った理由で、2019（令和元）年11月19日に審査請求棄却の決定をくだしました。なぜこの決定が誤っているのかというと、後述しますが、岡山労災病院の岸本卓己医師らアスベスト疾患の専門家

たちの間では、アスベスト肺（石綿肺）とはアスベスト高濃度ばく露によって発生するびまん性間質性肺炎で、石綿肺と特発性肺線維症などの慢性型の間質性肺炎との鑑別は容易でないという認識が常識になっているからです。間質性肺炎は石綿ばく露作業と石綿による疾病との医学的因果関係がないという審査官の認識は間違いです。

石綿肺は間質性肺炎

再審査請求でも筆者と息子のCさんが代理人を務めました。

再審査請求では、審査請求で主張したことに加え、岸本卓己医師らの「アスベスト肺（石綿肺）とはアスベスト高濃度ばく露によって発生するびまん性間質性肺炎」という内容が書かれ、日本内科学会雑誌に掲載された論文「教育講演 14. アスベスト肺の診断」を参考にし、アスベスト肺（石綿肺）と原因の分からない特質性間質性肺炎の病態が似通っており、Aさんの職歴、石綿ばく露歴、管理2のじん肺管理区分決定などから石綿肺に罹患していたことは間違いのないことなどを主張しました。岸本医師は、他に書著「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」の中で、アスベスト肺はアスベスト高濃度ばく露によって発生するじん肺で、病理組織学的には細気管支周辺から始まるびまん性間質性肺炎とも述べていました。

主張の為の資料として、岸本医師の論文、著書その他、筆者の尊敬する故海老原勇医師が、159例のじん肺の自験及び剖検例に

ついて肉眼所見と組織所見を合わせて検討した結果を報告した著書「各種じん肺の病理組織学的所見」も参考にしました。この著書において海老原医師は、間質性肺炎、肺線維症、蜂窩肺は、じん肺症のそのものの主要な病態の一つであると結論付けています。

この他、佐賀医科大学内科呼吸器科の青木洋介医師らによる論文「アスベスト曝露歴を有し剥奪性間質性肺炎および種々の自己免疫異常を認めた1症例」や奈良県立医科大学第2内科の塩谷直久医師らによる論文「高熱、間質性肺炎、両側胸膜炎を呈したR A 合併石綿肺の1例」、東京通信病院呼吸器内科のホームページの間質性肺炎のページなどを参考にしました。

調査の過程でよく分かったのは、間質性肺炎は、じん肺症そのものの主要な病態の一つと多くの専門家が認めていることでした。

労働保険審査会の裁決

2021（令和3）年4月16日、労働保険審査会は、長野労働基準監督署長が妻Bさんに対して決定した遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消す裁決を行いました。労災申請してから2年9か月、ようやくAさんの石綿肺による死亡が認められました。

代理人だった筆者に届いた労働保険審査会の裁決書を見て、労働保険審査会が自治医科大学名誉教授・日本呼吸器学会専門医指導医杉山幸比古医師に鑑定を依頼し、採

決にあたって杉山医師が提出した、Aさんが石綿肺によって死亡したとの内容の意見書を採用したことが分かりました。

まず、Aさんが石綿肺であったか否かについての杉山医師の意見は、「本例では、石綿布の製造過程に長年従事し、全身が白くなるほどの大量のばく露を受けていたことが病歴から明らかである。一方、画像所見においては、明らかな両側の胸膜プラークに加え、特に左肺底部に顕著な蜂窩肺を含む間質性陰影も認めており、これらのことから本例が『石綿肺』であったことは明らかである」というものでした。

そして、Aさんのじん肺管理区分についての杉山医師の意見は、「本例では、肺機能は1点のみの記録であり、当該データでは、FVC（努力性肺活量）1.95 L（58.7%）である。じん肺法の肺機能検査結果の判定では肺活量（VC）が用いられ、%VC 60%未満で『著しい肺機能障害あり』と判定される。健常人では、VCとFVCはほとんど同じと考えてよいが、気流閉塞のあるCOPD患者においては、努力呼出時に気道が閉塞するため、FVCがVCより低値となることが知られている。本例のような間質性肺炎＋COPDの患者でどの程度差がでるのかを、実例で調査すると、年齢、性及び病態を本例と合わせた2例の呼吸機能では、VCがFVCを上回っていたが、その差はそれぞれ10 ml 及び20 ml にすぎなかった。したがって、本例では測定されていないVCは、おそらくFVCを上回っていたと考えられるが、その差はわずかであり、数値に直せば、%VCで

60%を少し切っていた数値ではなかったと考えられた。本例では以前から咳、痰、特に痰がみられるとの記載があり、合併症として続発性気管支炎であった可能性もある。じん肺としての『石綿肺』は、高度な蜂巣肺の存在からみて、かなり進展していたものと考えられる。以上を統合し、被災者（Aさん）の肺機能障害はF（++）（じん肺法による著しい肺機能障害がある。）と判定し、じん肺管理区分は『管理4』が妥当である」というものでした。

杉山医師のこのAさんのじん肺管理区分に関する意見について労働保険審査会は、「杉山医師の上記意見は、具体的かつ精緻なものであるから、信憑性は高いと判断するものであり、肺機能検査の結果の判定について、『じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について』（平成22年6月28日付け基発0628第6号）は、肺機能検査の結果の判定に当たっては、検査によって得られた数値を判定基準に機械的に当てはめて判定することなく、粉じん作業の職歴、X線写真像、既往歴及び過去の健康診断結果、自覚症状及び臨床所見、その他の検査を含めて総合的に判断することとされており、杉山医師は当該通達に沿った総合的な判断を行っており、この点からも同医師の意見は妥当なものと判断でき、長野労働局地方労災医員意見は採用できない。したがって、被災者（Aさん）に発症した石綿肺の程度は『じん肺管理区分管理4』に相当するものであり、認定基準に該当するから、業務上の疾病として取り扱うべきものと判断する」という評価をく

だしています。

さらに、Aさんの死亡の業務起因性についての杉山医師の意見は、「死後Aさんの胸部CT画像について、死亡後の画像であるが、左肺底部に明らかな蜂巣肺が認められ、間質性肺炎の診断が可能である」というもので、この意見を受け、労働保険審査会も被災者は間質性肺炎により死亡したものと認められると認定しました。

労働保険審査会は最終的に、「間質性肺炎は、肺の間質を中心に炎症を来す疾患の総称であり、肺繊維症もその病型のひとつであるが、その原因に石綿肺も含まれているところ、被災者は、報告書によれば1年程度のばく露でも石綿肺の所見がみられるとされる石綿紡織における作業に15年を超えて従事しており、被災者の石綿肺の原因は、石綿の高濃度ばく露と特定できるから、原因不明の特発性間質性肺炎は否定され、本件一件記録を精査しても、自己免疫疾患、アレルギー、薬剤性疾患等他の原因は認めることはできず、被災者の間質性肺炎に伴う呼吸不全により、死亡したものであると判断するのが相当であるから、被災者の石綿肺と死亡の間に相当因果関係があるということが出来る。したがって、同人の死亡は業務上の事由によるものといえる」との裁決を下しました。

もう一つの労働保険審査会による 労災不支給処分取り消し

2017（平成29）年2月10日、労働保険審査会がじん肺の増悪で亡くなったタイ

ル工だった被災者の労災を認めない名古屋西労働基準監督署の不支給処分を取り消す裁決を行いました。この時の国側鑑定人は、自治医科大学名誉教授・日本呼吸器学会専門医指導医杉山幸比古医師で、今回のAさんの事案の再審査請求の国側鑑定人と同じでした。なお、タイル工だった被災者の再審査請求時の代理人は筆者でした。

この事案は、ベビーサンダーを用いたタイル加工作業やタイル貼り作業に従事し粉じんにはばく露したことからじん肺に罹患し、2014（平成26）年4月3日にじん肺が悪化したため呼吸不全で亡くなった男性の死亡の業務起因性が労働基準監督署での原処分でも、審査請求でも認められず、労働保険審査会へ再審査請求をしたところ、労災が認められたというものでした。男性は生前、じん肺管理区分決定は受けていませんでしたが、労働基準監督署の調査によりじん肺管理区分管理2相当とされましたが、死亡との因果関係は否定されました。

この時の杉山医師の意見は、タイル切断やセメント加工時の粉じん吸入により、肺気腫、肺の線維化を生じ、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症を合併し、その後、肺の線維化が進行し、胸膜肥厚などが混合したうえに、感染症も加わり、呼吸不全で最終的に死亡したものと考えるというもので、愛知地方労災医員が合併症の検査結果がなかったことから否定した、じん肺の合併症を認める内容を含んだものでした。

おわりに

筆者は名古屋労災職業病研究会という市民団体で、じん肺患者の相談を受け支援をおこなってきました。日々の相談の中で、建設現場等でアスベスト粉じんにはばく露し、じん肺に罹患していても、じん肺管理区分決定を受けたことがないという理由で間質性肺炎と診断されている患者や、仕事でアスベストにはばく露していても、退職後、従事歴が医師にうまく伝わらないという理由で、間質性肺炎と診断されている患者に出会うことができました。アスベスト粉じんにはばく露し、石綿肺に罹患していても、間質性肺炎とされてしまう患者は想像以上に多いのではと推察します。

今回、労働保険審査会がAさんの石綿肺による死亡を認定したことに加え、間質性肺炎は、肺の間質を中心に炎症を来す疾患の総称であり、肺線維症もその病型のひとつであるが、その原因に石綿肺も含まれているとの裁決を下したことは大変意義深いことでした。間質性肺炎は石綿肺の病態の一部であることが労働保険審査会において認められたのです。

筆者らは本件の審査請求において、Aさんの唯一残されていた努力性肺活量（FVC）の測定値を用いて、Aさんが著しい肺機能障害を抱えていたことを主張しましたが、この意見は審査請求では労働保険審査官に採用されませんでした。労働保険審査会は、今回の裁決において、過去の厚労省通達「じん肺法における肺機能検査及び検

査結果の判定等について」(平成22年6月28日付け基発0628第6号)に、肺機能検査の結果の判定に当たっては、検査によって得られた数値を判断基準に当てはめて判定することなく、粉じん作業の職歴、X線写真像、既往歴及び過去の健康診断結果、自覚症状及び臨床所見、その他の検査を含めて総合的に判断することとされていると指摘していますが、労災適用調査などを行う労働基準監督署等の現場では、検査によって得られた数値を判断基準に当ては

めて判定していることのみ行っていると考えますので、この労働保険審査会の指摘は重要です。

審査請求、再審査請求において筆者らは、Aさんの死後画像診断において肺水腫が起きていたことが確認されていたことも論じましたが、労働保険審査会では、死亡後の画像に、左肺底部に明らかな蜂巣肺が認められ、間質性肺炎の診断が可能であると判断され、肺水腫については触れられませんでした。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター

TEL:06-6943-1527

FAX:06-6942-0278

mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。

この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー

■定価：本体1500円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

「アスベスト絵伝」出版 絵手紙ライターが追いか けた泉南のひとびと

泉南アスベスト国家賠償訴訟のはじまりから、その記録と梶本政治医師の遺品を展示する「アトリエ泉南石綿の館」建設までを絵手紙に描き続けた中村千恵子さんの作品が「絵伝」となり出版された。

絵伝は、I部・絵巻物写真集「泉南石綿の碑建立物語」とII部「アトリエ泉南石綿の館」の2部構成、フルカラー115頁渾身の力作。夫伸郎さんはカメラマンとして絵手紙を撮影し、絵伝は二人三脚で制作された。

I部では、2005年6月クボタショックに触発された泉南の人々が国を相手の国賠訴訟を起こし、苦心、苦闘の末に2014年10月9日ついに最高裁で勝訴判決を勝ち取り、そのいっさいのあかしとして「泉南石綿の碑」を2015年4月19日に建立するまでを描く。

II部では、かつて地元で唯一人アスベスト被害に警鐘を鳴らし続けた開業医、故梶本政治医師の遺品と裁判の記録を展示する記念資料館の開館物語が描かれる。アトリエ建設を発起、奔走したのは政治氏の長男逸雄氏で、現在、泉南アスベストの会の共同代表であり、



アスベスト絵伝より

アスベスト絵伝

I部 絵巻物写真集「泉南石綿の碑建立物語」
II部 「アトリエ泉南石綿の館」と「泉南アスベストの会」



中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会全国事務局もつとめる。

12月4日、岸和田市の波切ホールの大ホールで開かれた出版記念パーティーには、裁判原告、家族、弁護士、支援関係者約100名が集まった。

中村夫妻は全国の図書館に絵伝を寄贈し、所蔵してもらう活動を精力的に続けている。

『アスベスト絵伝』 絵と文 中村千恵子

*お申し込みは泉南アスベストの会へ。

定価 3000円(税別)

振込先 郵便口座 記号 009904 番号 308874 泉南アスベストの会
〒590-0522 大阪府泉南市信達牧野 1325-3

電話：梶本 090-7968-0395、志野 090-8126-6333、中村 090-3703-7414

ホームページ：
<https://sennan-asbestos.com/>

作者



死ぬまで元気です



Vol.43 右田 孝雄

皆さま、新年あけましておめでとうございます。

旧年中はコラムをご愛読いただき、誠にありがとうございました。今年も何卒ご支援のほど、よろしく願い申し上げます。

皆様のご支援のおかげでまた無事？に新年を迎えることができました。というのも、去年は年始早々蜂窩織炎で入院した悪しき思い出が脳裏を過りますが、年末にもマッサージに行ったら蜂窩織炎を再発させるという失態を犯してしまいました。年末入院覚悟で皮膚科を受診しましたが、血液のCRP値がまだ低いということで入院は免れたのでした。色々皆さまからアドバイスをいただいて一年過ぎてきましたが、最後に気が緩んでしまいました。入院しなくてよかったのがせめてもの救いです。

昨年末に国立がん研究センター中央病院からがんの10年生存率が発表されました。主ながんの10年生存率平均値が60.2%だそうです。すごい数字ですね。どんどん治療法や新薬ができて、今やがんは治るものと印象付けているところもあると思います。しかし、私が罹患した中皮腫はどうでしょうか？

中皮腫という病気は、難治性希少がんと言われるだけあって、10年生存率は手術ができた患者でも1割ほどです。病院で確定診断を受けてから手術ができると言われるのは10人に1人か2人です。ほとんどの患者は手術ができません。その方々（私も含みます）も入れた中皮腫患者の10年生存率はほんの僅かとなるわけです。

昨年「中皮腫・アスベスト疾患患者と家族の会」で提言した「石綿健康被害救済法の改正に向けた緊急要求」の二つ目、治療研究促進のために「石綿健康被害救済基金」を一部活用してほしいという要求ですが、この生存率からも切実に願っています。ただ、この基金が治療に使えるようになったとしても、私はその基金を活用された新薬には間に合うことはないでしょう。治験から承認されるまでには数年間かかると言われています。私はそこまで生きていない確率のほうが圧倒的に高いからです。では、なぜ治療研究に基金の一部活用を訴えるのか、それはこれから罹患される方や子供や孫たちがもし中皮腫に罹患してしまっても、「中皮腫って治る病気になってよかったなあ」と言われる時代が一日も早く来て

ほしいからです。

患者の多いがんの治療薬が次々とできる中、一刻も早く中皮腫の新薬や治療法ができることを願い、この一年また精力的に頑張っていこうと思いますので、皆さんどうかご支援のほど、よろしく願いいたします。



関西労働者安全センター第 42 回総会

関西労働者安全センター総会を書きの日程で開催します。

2021 年もコロナウイルス感染症がとどまることを知らず、ワクチン接種が始まったにもかかわらず、とんでもない感染者数の中のオリンピックが開催されました。

引き続きコロナに振り回された、そんな 1 年を振り返ります。

また記念講演では、コロナ禍でこのところ行き来できなくなっている韓国でご活躍の韓国石綿追放ネットワーク執行委員長の鈴木明さんに、韓国の職業がんについてお話をうかがいます。韓国では給食調理員の肺がんの労災認定があったり、あらたな職業がんが注目されています。

ぜひ、ご参加ください。

日時：2022 年 2 月 18 日（金） 18 時半より 約 2 時間

場所：JAM 西日本会館 6F ホール

zoom 併用開催

記念講演：韓国の職業がん ー給食調理員の肺がんなどを中心に
鈴木 明氏（韓国石綿追放ネットワーク執行委員長）

* zoom 参加希望者は、関西労働者安全センター（info@koshc.jp）にメールでお申し込みください。

お問い合わせ：関西労働者安全センター田島

TEL: 06-6476-8220 FAX: 06-6476-8229 info@koshc.jp

韓国からの ニュース

■ディスプレイ労働をした「父親」／初の胎児労災を申請

ディスプレイ産業で働いた男性労働者が、病気を抱えて生まれた子供に対する胎児産業災害保険を申請した。父親のばく露による胎児労災申請は今回が初めてだ。

「半導体労働者の健康と人権を守る会」(パノリム)は1日、サムソン電子LCD事業部(現・サムソンディスプレイ)で設備エンジニアとして働いたAさんが、勤労福祉公団に自身の有害要因へのばく露による胎児労災を申請したと明らかにした。

Aさんは2004年にサムソン電子LCD事業部に入社して、2011年まで7年間働いた。Aさんが働いたTFT(薄膜トランジスター)工程は、LCDを駆動させるための基板を作る工程の一部だった。Aさんは該当工程で働いて、生殖毒性物質の一つであるイソプロピルアルコール(IPA)を多量に使った。Aさんは「設備をクリーニングした後に吐き気がして吐いた」ということも思い出した。

「チャージ症候群」を病む最初の子供は、2008年5月に生まれた。チャージ症候群は、胎児の発達期に発生した奇形が、様々な、長期間にわたって現れる希少疾患だ。

Aさんは2019年1月に子供を「サムソン電子半導体/LCD産業保健支援補償委員会」に被害者として申し込み、その年の5月には支援対象に選ばれた。Aさんは「子供の健康に影響を与える要因には母親の業務上の要因もあるが、父親の業務上の要因も明らかにある。産災保険法が改正されることを願う」

と話した。2021年12月1日 京郷新聞 コ・フィジン記者



■ソウル施設公団、全国で初めて「危険作業拒否権」を保障

来年1月の本格的な「重大災害処罰法」の施行を前に、ソウル施設公団が公団の職員に「危険作業拒否権」を全面的に保障すると明らかにした。危険作業拒否権について、細部基準と手続きを準備して施行するのは、ソウル施設公団が全国の公共機関の中で初めて。

公団は現場の労働者の立場を実効性を持って反映するために、労使間の協議を経て、「危険作業拒否権」の細部基準と手続きを準備した。安全施設の不備などの危険要素があると判断された場合や職員自ら産業災害の発生を認知した場合は、直ちに作業を拒否することができ、事後にチーム長や所長、部署長に当面報告をしたり、有線、無線、メッセージング等によって事後に報告することができるように定めた。公団は、労働者自ら「拒否権行使」ができるということを認知することが核心なので、広報と教育にも積極的に取り組む。

労働者が作業拒否権を行使すると、直ちに該当の作業は中断され、安全施設設置、人員の追加配置など、必要な安全保健上の措置を履行した後に、作業を再開する。作業拒否に伴う不利益はない。ただし、労働者の作業拒否権が不当な拒否と判断される場合には、該当部署が直ちに作業再開を指示することができる。判断が困難な場合には、労使が参加する二次委員会に移管して判断を行う。2021年12月1日 京郷新聞 リュ・イナ記者

■執拗な嘆願で急性脳出血死亡、裁判所は「公務上災害」

ソウル行政法院は殉職した教育公務員Aさんの妻が、人事革新処に提起した殉職遺族給付不承認処分の取り消し請求訴訟で、26日に原告勝訴と判決した。

仁川市の教育支援庁の生涯教育チーム長とだったAさんは、管内の学院(塾)の指導・監督業務を担当した。2019年2月頃、学院の受講生の親のBさんから嘆願があった。浪人中の子供がある語学院を受講したが、学院がキチンと講義をしないという内容だった。

Aさんなど教育庁の職員は、語学院が登録以外の教習過程も運営して、講師の採用を通知しなかった部分を摘発して、院長に罰点20点の行政処分を行ったが、Bさんは処分が軽いとして、より重い行政処分をずっと要求した。ついに学院の院長は、Bさんが「嫌がらせ」をしているとして、区議会議長などを同行して、教育支援庁の教育長と面談した。その後も、Bさんが「国民直訴の鐘」(国民が行政に嘆願できるポータルシステム)に嘆願すると、教育庁は学院の名称表記違反、未登録教習過程を理由に、学院に警告と過怠金20万ウォンの最終処分を行った。

Aさんは最終処分の直前に、突然、倒れ、病院に運ばれたが、急性くも膜下出血と診断され、急性心停止で亡くなった。Aさんの妻は人事革新処に、殉職遺族給付の支給を申請したが、拒否された。脳出血発症前の6か月間に超過勤務をしていないなど、業務の強度が正常な範疇にあったのが理由だった。Aさんの妻は昨年12月に訴訟を提起した。

裁判所は「Aさんは嘆願のストレスによって脳出血が発生したと見られる」として、遺族の請求を認容した。「学院に関する嘆願の提起による精神的なストレスが通常のレベル

を上回ったと見られるという点に照らして、脳出血が精神的なストレスによるものと推定される」と判示した。精神的なストレスによる反復的な血圧上昇が、脳出血を引き起こすという裁判所の鑑定所見も判断の根拠として作用した。結局、裁判所は「故人の死亡が公務上災害でない」とみた処分は違法で、これを取り消す」と判決した。2021年12月1日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■職場いじめ申告して「逆告訴」／2割が「報復いじめに遭った」

20代の女性Aさんは、2019年12月に派遣業者を介して入社した後、上司から強制わいせつと持続的な言葉によるセクハラにあった。昨年この事実を会社代表などに知らせたが、逆に解雇された。Aさんはこの事実を雇用労働部に申告して、職場内セクハラを認められた。しかし、Aさんが加害者を警察署に強制わいせつで申告した事件は、証拠不足で不起訴処分を受けた。加害者は不起訴処分になった途端、Aさんを誣告で告訴し、損害賠償まで請求した。請求は裁判所で棄却されたが、Aさんは事件以後約2年間、精神的なストレスに苦しめられた。

職場の甲質119と公共共生連帯基金が会社員1000人に、9月7～14日にアンケート調査をした結果、回答者の21.4%が、職場内いじめを申告したという理由で会社から不利な処遇にあったことがあると答えた。また、今年1月から10月までに職場の甲質119に届けられた身元が確認されたEメールによる情報提供1001件の内、会社や労働庁への申告まで続いた事件、402件を調べた結果、申告を理由に労働者が不利益にあったケースは139件で、34.6%に達した。

しかし、このような「報復いじめ」が処罰

に繋がるケースは珍しく、労働部の統計によれば、今年1～8月の職場内いじめ申告事件、4301件の内、被害申告後に不利益にあったケースに関して、検察に起訴意見で送検された件数は15件に過ぎなかった。2021年12月5日 京郷新聞 コ・フィジン記者

■「重病に罹ったのは低床車のため」宅配労働者が集団労災申請

金浦で宅配労働をするクォン・ジフン(38)さんは、2015年に金浦新都市のあるマンション団地が宅配車両の地上への出入りを禁止したため、地下駐車場に出入りするために高さの低い低床車で配送をしてきた。1.24mほどの低床車に宅配物を載せて降ろすために、178センチの彼は跪かなければならない。

昨年夏、腰を曲げて仕事ができないほど痛みが激しく、救急車を呼んで応急室で治療を受けた。一日平均280～330個の物品を配送する彼は、腰だけでなく、首から膝・足首までズキズキし、びりっとする痛みが続いて、周期的に注射を打たなければならぬ。クォンさんは「低床車のため、運転士はこの程度が普通」と言い、「地上の出入りを止めた理由は安全なのに、地下駐車場を利用すれば本当に安全なのかを訊きたい」と話した。

CJ大韓通運金浦ターミナルで働く宅配労働者22人が、低床車の利用で筋骨格系疾患に苦しめられているとして、集団で労災を申請することにした。全国宅配労組は関連の対



策を要求してストライキを予告した。

宅配労組は16日に記者会見を行い、労働環境健康研究所が先月29日から今月1日までCJ大韓通運金浦ターミナルで働く労組の組合員35人に実施したアンケート結果を発表した。研究所は、痛みの発生期間・程度・周期性などを訊き、35人中22人が筋骨格系疾患に苦しめられているものと把握した。2021年12月17日 毎日労働ニュース オ・コウン記者

■カンボジア移住労働者の故ソッケン氏、労災申請

移住労働者寄宿舍労災死亡事件対策委員会が、カンボジア移住労働者の故ソッケンさんの遺族の委任を受け、労災を申請した。

対策委は20日に報道資料を出し、「遺族給付・葬祭料の請求書を勤労福祉公団の議政府支社に提出した」と明らかにした。

ソッケンさんは1年前のこの日、京畿道抱川市の野菜農家の近くのビニールハウスの宿舎で遺体で発見された。食道静脈瘤が破裂した状態だった。対策委は「冬の時期には食道静脈瘤破裂とそれによる死亡率が高いという論文が報告されている」とし、ソッケンさんの死が業務上の災害だと主張した。

対策委は「気温が氷点下16度まで下がるなかで、適切な暖房措置なしに過ごすことは、肝硬変とその合併症によって食道静脈瘤が発生した患者には、突然出血を誘発する可能性がある」と判断されると説明した。

更に、「食道静脈瘤を持つ患者が、過剰な身体的負担になる作業や過労状態に置かれているとすれば、これも同様に食道静脈瘤破裂の危険要因と言える」と付け加えた。2021年12月21日 毎日労働ニュース 編集部

(翻訳：中村猛)

前線から

2022年はWith Corona の安全パトロールを 全港湾大阪支部安全衛生委員会総会

大 阪

2021年12月8日に全日本港湾労働組合関西地方大阪支部安全衛生委員会の定期総会が開催された。

11月末に多くの組合員が働く北港の日立物流で、3.8万平方メートルが全焼する大火災事故が発生し、薬品などが燃えることで、悪臭が発生したり、水や消火剤では消火できないなどの事情が重なり、鎮火に丸5日を要した。近隣で働く人たちとしては火災原因や扱う物品の消火方法など他人事ではないことから、会場のあちこちで同事故について口にした。

総会はオンラインではなく、組合員が集まって実施することができた。人が集まるのが忌避される状況が続く、会議も直接顔を合わせるよりもウェブを用いた会議が一般的になりつつある中、短時間でも集まって議論できる機会があることは貴重である。委員長のあいさつにおい

ても、安全パトロールが安全衛生委員会の重要な役割であることが改めて強調された。組合員が働く事業所でも重大事故の頻発していること、地震だけではなく地球温暖化に伴う自然災害が増加していることなど労働者の安全を守る活動がますます必要になってくることを踏まえ、安全活動の積極的推進が唱えられた。

昨年は産業重機の機械的欠陥がもとで腰部ヘルニアを発症した事故、コンテナデバンニング作業中に作業台から墜落し、頭部および腰部を強打したことから神経障害を負った事故について安全衛生委員会として個別事案に取り組んだほか、じん肺一斉検診も実施した。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による「まん延防止等重点処置」が発令されたことにより職場の安全パトロールを延期せざるをえなかった。そのため安全パトロールを受け入

れてきた各事業場にアンケートを依頼し、安全衛生チェックポイントへの回答を求め、併せて新型コロナウイルス感染防止対策の調査も行った。感染防止対策については各事業所とも積極的に取り組んでいるものの、マスク着用の徹底など実際の作業現場でどのように行いなのか、作業環境も含めて現場に入ることではじめて把握できることもあるため、どのような形であれ安全パトロールの実施が望ましいと考える。

総会では個別の事業場における業務上の事故や疾病についても報告された。コロナ感染症に罹患した分会員の労災が認められたこと、労災多発事業所で痛ましい死亡事故が発生したことなど、安全衛生を議論する場にふさわしい話題が次々と挙げられた。職務上、労災事故には事欠かないが、事業所には事故防止に関する意識付けを徹底する必要がある。安全衛生活動を率先して行う事業所に転換していく働きかけも支部安全衛生委員会が担っており、今後の取り組みの活性化が期待される。



12月の新聞記事から

12/2 在日米陸軍キャンプ座間(座間市)で、航空大隊所属の女性2人がパワハラ被害の認定などを求め、厚木労働基準監督署に労災を申請した。2人は同僚からのいじめを上司の軍関係者に訴えたが放置され、別の上司は基本労務契約に基づかない業務を強制。人事当局の対応も進まず、調査結果が示されない中、ストレスで精神的不調に陥って4月に傷病休暇を取得、7月以降は無給になった。

12/9 欧州連合(EU)の欧州委員会は、「ギグワーカー」の労働環境を改善することを目的とした法案を公開した。欧州委は今回の法案で(1)企業が報酬の水準や上限を定めている(2)仕事の成果を電子的に監視している(3)仕事の選択や労働時間・休暇の自由、委託業者の利用(再発注)を制限している(4)服装や行動に制限を設けている(5)顧客基盤の構築や第三者のために働く発展性を制限している、の5つの基準のうち、少なくとも2つに当てはまれば企業は雇用主であり、労働者は従業員と認定される。

12/10 交通・運輸に従事する労働者の約半数に、客からの暴言など「カスハラ」の被害経験があることが、交運労協(全日本交通運輸産業労働組合協議会)の組合員調査でわかった。「加害者」のほとんどが男性だった。2021年5月20日から8月31日まで、組合員にアンケート調査をし、2万908人から回答があった。過去2年に利用者からの迷惑行為の被害にあったことがあるのは、46.6%だった。業種別ではタクシー、バス、鉄道の割合が高かった。

12/13 建設現場でアスベストを吸い、肺がんや中皮腫などの病気になった九州4県の元労働者らが国と建材メーカーに損害賠償を求めた訴訟は、最高裁第2小法廷で、国が謝罪し、原告53人中52人に総額約3億5600万円を支払うとの内容で和解が成立した。弁護団によると、全国で賠償を求めた元労働者の約3割について和解が成立。最高裁では初めて。

12/14 奈良県生駒市にある生コン工場内のサイロ内にはしごを取り付けられた溶接作業をしていた70代の男性作業員2人が、サイロ内にある生コンに転落した。サイロは高さが約10メートルで、5メートルの高さまで、砂利が入っていた。生き埋めになった作業員2人を救出したが、その後死亡が確認された。

12/15 厚労省はアスベストが原因の疾患で2020年度に労災認定された人や、特別遺族給付金の対象となった人が働いていた全国の910事業所の名称や所在地、作業状況などを公表した。うち新たに公表対象となったのは668事業所。20年度の石綿関連疾患の労災認定は1060件。労災の時効5年を超えた特別遺族給付金の支給決定は20件だった。

森友学園問題に端を発した財務省の決裁文書改ざんを巡る訴訟は、国が近畿財務局職員の赤木俊夫さんの自殺との因果関係と、賠償責任を一転して認めたことで突然の幕引きになった。国が国家賠償訴訟で認諾の手続きを取るのは異例。

12/16 建設現場でアスベストを吸い、健康被害を受けた首都圏の元労働者や遺族が国と建材メーカーに損害賠償を求めた訴訟は、原告の大半に当たる102人に国が総額約11億8千万円を支払うとの和解が東

京高裁で成立した。

皇居・宮殿で8日、天井の点検作業をしていた宮内庁職員が転落し、5日後に死亡していたことが分かった。宮殿での事故で死者が出たのは初めて。

午前9時半ごろ、守口市の浄水場で、地下24メートルに水道管を設置するための穴を掘っていたところ浸水が発生し、従業員3人が取り残された。うち2人は自力で脱出したが、25歳の男性作業員が取り残され、47時間後に救出された。

12/19 「一人親方」ら個人事業主を、アスベストや放射線などから守るため、厚生労働省は、請負契約の相手企業に安全対策を義務づける方針を固めた。アスベスト被害をめぐる訴訟で、一人親方も保護対象にすべきだと最高裁が判断したことを踏まえ、厚労省の審議会で詰め議論に入っており、労働安全衛生法に関わる約10の省令を年度内に改正する。

12/20 愛知県小牧市の男性職員(30)が2018年7月、上司からのパワハラを示すメモを残して自殺した問題で、市議会は20日の本会議で、遺族に賠償金約7千万円を支払う和解案を可決した。男性の自殺後、調査した第三者委員会が19年6月に出した報告書では「パワハラが原因で精神疾患にかかり、自殺につながった可能性が高い」とされた。男性は20年1月、公務員の労働災害に当たる公務災害に認定された。

兵庫県尼崎市の保健所で2019年、幹部職員がバイセクシュアルの30代の男性職員に対し、「勤務中に、性的指向などを市民にカミングアウトすることは不適切」といった指導をして職員が辞職した問題で、幹部が男性のセクシュアリティを同じ職場の職員にアウティングしていたことが分かった。市はアウティングの事実を認めた上で、「配慮すべきことがたくさんあった」としている。

12/21 居酒屋チェーンなどを展開する大庄(東京都)の調理師だった男性が、脳内出血になり後遺症が残ったことの労災認定をめぐる、残業が平均月80時間に満たないとしていたたは労働基準監督署に退けられたものの、その後、一転して労災と認定されていた。身体的負荷などの要因も含めて総合判断するよう9月に改定された新基準に基づく判断。新基準で認められたのは全国で初めて。柏労基署は今年6日、男性の残業時間の平均が最大約75時間半だったとした上で、「加えて、不規則な深夜勤務などの負荷を総合考慮した」と説明した。

12/24 大樹生命保険に勤務している20代女性が、上司からセクハラを受け精神疾患を発症したとして、同社と上司に対し、慰謝料など1398万円の支払いを求めて東京地裁に提訴した。12月16日付。会社側は女性と上司を直接対面させて話し合わせたり、女性に落ち度があるかのような発言をしたりするだけで、具体的な対応策を示さなかったという。女性は営業事務として採用され、2018年2月以降、営業部の男性上司(30代既婚)から身体に触れるなどのセクハラが始まった。セクハラは3年近く執拗に繰り返された。女性は2020年12月に適応障害と診断され休職し、2021年10月、小田原労働基準監督署に労災申請をおこなった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259